

仕様書

- 1 整備名称 保全車（高床バン型） 1 台修理 1 式
- 2 整備車両 スバル フォレスター
- 3 整備期限 令和 9 年 3 月 2 9 日
- 4 作業概要
 - ・当該車両のエンジンについて交換し調整を行う。
 - ・その他、上記整備に必要なパーツの取替を行う。
- 5 検査等
整備後、遅滞なく発注者へ車両を引き渡すこと。この際本仕様書に基づき検査を行う。
- 6 一般的注意事項
 - (1) 本整備は、本仕様書に基づき実施するが、特に明示のない事項については、「道路運送車両法」等の関係法令に準拠して実施すること。
 - (2) 作業日時については、警察業務に支障を与えないようにするため、発注者と日程調整を行うこと。
 - (3) 本整備によって、車両、庁舎及び他の施設に損害を与えないように留意すること。
上記車両、施設等に損害を与えたときは速やかに発注者に報告し、その指示により受注者の責において復旧すること。
 - (4) 本仕様書に明示なき事項についても、整備の性質上、当然なすべきことは、これを実施すること。
 - (5) 廃材については、受注者においてこれを引き取ること。
 - (6) 本整備において、従事者側は勿論、第三者に対して及ぼした影響についても、受注者で補償すること。
 - (7) 本仕様書に疑義が生じた場合は、必要に応じて双方協議して定めるものとする。
- 8 その他
 - (1) 整備車両の受け渡しは、受注者施設において行うものとする。
 - (2) 整備等に使用する資機材・物品等は、受注者が調達すること。
 - (3) 本整備を完了し発注者に引き渡す際に納品書等を提出すること。また必要に応じ点検整備記録簿等を提出すること。

オープンカウンター方式による見積依頼について

- ・ オープンカウンター方式とは、相手方を特定せず案件を公開し、一定の資格を有する見積参加業者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式で、随意契約を前提とした見積依頼です。
- ・ 提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方といたします。
- ・ 参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読のうえ、下記2の問い合わせ先までご連絡下さい。

＜留意事項＞

1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 上記のほか、案件ごとに参加資格を定めている場合には、当該参加資格を有している者であること。

2 問い合わせ先

近畿管区警察局和歌山県情報通信部通信庶務課経理係又は資材係（案件により担当係が異なります）

〒640-8588 和歌山県和歌山市小松原通1-1-1

代表電話番号 073-423-0110（内線：経理係6042, 6043 資材係6052, 6053）

メールアドレス wakayama.CGA@npa.go.jp

参加を希望する方は、上記の内線番号に連絡し「〇〇の見積依頼の件」とお伝え下さい。担当者から説明いたします。

※見積書提出後は当該調達に関する異議の申し立ては受け付けません。

3 見積書の提出

- (1) 見積書は、持参、郵送、FAXまたは電子メールいずれかの方法で締切日時必着とし、持参又は郵送で提出する場合は、封筒の表に「〇〇〇〇（案件名）オープンカウンター 見積書在中」と必ず朱書きして下さい。
- (2) 仕様書に「相当品可」等の表示がある場合は、案件に係る相当品等による見積参加を認めます。但し、事前承認を必要とし、別途指定する期日までに相当品に係るカタログ又は仕様書を持参、郵送、FAXまたは電子メールにより申請することとします。
- (3) 見積書は上記2へ提出してください。

4 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書はこれを無効とします。

- (1) 必要な資格を満たさない者が提出した見積書
- (2) 見積書の記載及び押印に不備があるもの
- (3) 同一の見積りについて、2通以上提出された見積書
- (4) 不当な価格のつり上げ（下げ）、談合等の背信行為又は連合と認められる場合及び疑いのある場合
- (5) 金額を訂正した見積書
- (6) 錯誤により提出されたと認められる見積書
- (7) 誤字及び脱字等により意思表示が明確でないもの
- (8) 提出期限までに到達しなかったもの
- (9) 見積書等作成に当たり、「鉛筆」や「消せるボールペン」等、容易に消すことができる筆記用具等で記載されたもの

5 契約の相手方及び契約金額について

提出された有効な見積書のうち、予定価格を満たす最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方といたします。

見積額は、特段の指示のない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税込み）を記載して下さい。

契約金額は、原則として、見積書に記載されている金額（消費税込み）となります。

6 見積合わせ結果について

契約の相手方に決定した事業者の方にのみ連絡します。

見積書を提出された事業者の方は、見積提出期日後、上記2にお問い合わせいただければ、決定業者及び金額についてお伝えします。

7 契約書等作成の要否について

会計法令等の規程に基づき、契約金額に応じ、指定の契約書又は請書を作成していただきます。（契約金額によっては作成を省略する場合があります。）

8 その他

- (1) 見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。
- (2) 上記5において、同価の見積が2者以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定の例に倣い、「くじ引き」を実施します。
- (3) 参加者不在又は予定価格に達した見積書がない場合は、別途選定した者への見積依頼、又は随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (4) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。

[見積書記載要領]

各社の見積書で結構ですが、以下のポイントは**必須**です。

御 見 積 書

見積書提出日を記載

令和 年 月 日

近畿管区警察局和歌山県情報通信部長 殿

下記の通り御見積り申し上げます。

消費税込の見積額を記載

合計金額 ￥〇〇〇,〇〇〇 (消費税込)

〇〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

住所 和歌山県和歌山市〇〇
TEL 073(〇〇〇)〇〇〇〇

担当者氏名(フルネーム)・担当者連絡先

※「社印」「代表者印」は、担当者氏名及び連絡先の記載があれば省略可能です。

項目	規格	数量	単位	単価	金額	備考
保全車(高床バン型) 1台	修理	1	式		〇〇〇,〇〇〇	
消費税等					〇〇,〇〇〇	
合計					〇〇〇,〇〇〇	

消費税に1円未満の端数が生じる場合は切り捨ててください。

契約案件名を記載し、数量等は「一式」として下さい。（国に最も有利な見積書を提出した方に内訳書を提出していただきます。）

なお、仕様書に「相当品可」と記載がある場合で、相当品で見積もる場合には、事前に担当者へ申請して承認を得てください。